

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄道事業再構築事業を実施する路線において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助を受けて取得した家屋及び償却資産</p> <p>【拡充関係】 訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備（車両設備）を特例対象とするため、特例対象の補助事業を拡大する</p> <p>・ 特例措置の内容 取得後5年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/4とする特例を講ずる。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第24項 地方税法施行規則附則第6条第46項及び第47項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 0 (▲ 42) [平年度] ▲ 13 (▲ 66) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 沿線における人口減少や少子高齢化の進展、高速道路の延伸等社会経済情勢の変化に伴い、地域鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきているため、これらの状況を改善し、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 上記のような状況を踏まえ、平成19年5月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）が制定され、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところであり、今後とも本特例措置を適用することにより、引き続き地域鉄道の再生・再構築を支援する必要がある。</p> <p>また、平成28年度より、安全性向上に資する車両設備の整備については、訪日外国人旅行者の急増により求められる移動の円滑化もあわせて実施する観点から、訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金（平成28年度補正予算より訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金に名称変更）からも補助金が交付されることとなったが、地域鉄道の維持・活性化を図るためには、安全性向上に係る車両設備について特例措置の対象となるよう拡充することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	4-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	地域の暮らしを支える地域鉄道を維持・活性化するための鉄道事業再構築事業の推進については、地域公共交通活性化・再生法に基づいて進められているところである。 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる
	政策の達成目標	地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1年間（平成 29 年度）
	同上の期間中の達成目標	地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。
	政策目標の達成状況	福井鉄道、若桜鉄道、三陸鉄道、信楽高原鐵道、四日市あすなろう鉄道、WILLER TRAINS の 6 社の鉄道事業再構築実施計画が認定され、これらに基づき、鉄道事業再構築事業が実施されているところ、山形鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道の鉄道事業再構築実施計画が新たに認定される見込みである。
有効性	要望の措置の適用見込み	5事業者（福井鉄道、三陸鉄道、北近畿タンゴ鉄道、山形鉄道、伊賀鉄道）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道事業再構築事業を行う鉄道事業者に対する補助制度とともに、本特例措置を適用することにより、地域における鉄道の再生・再構築が着実に実施される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 28,138 百万円の内数 ・ 鉄道施設総合安全対策事業費補助 6,054 百万円の内数 ・ 訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金 5,343 百万円の内数 （全補助平成 29 年度概算要求分）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	鉄道事業再構築事業を行う鉄道事業者に対する補助制度（地域公共交通確保維持改善事業費補助金、鉄道施設総合安全対策事業費補助又は訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金）は、鉄道の再構築を行うに当たり必要となる老朽化した施設の更新等の施設整備のための初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、ランニングコストの負担の低減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、経営環境が厳しい事業者に対し措置している特例である。 補助制度は、初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、ランニングコストの負担の低減を図るものであることから、政策手段として適切である。
	ページ	4-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 23 年度実績 9 百万円 (2 事業者：福井鉄道、三陸鉄道) 平成 24 年度実績 11 百万円 (〃) 平成 25 年度実績 11 百万円 (〃) 平成 26 年度実績 11 百万円 (〃) 平成 27 年度実績 9 百万円 (〃)</p>												
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 16.6%;">平成 24 年度</th> <th style="width: 16.6%;">平成 25 年度</th> <th style="width: 16.6%;">平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【固定資産税】 課税標準 (固定資産の価格)</td> <td style="text-align: center;">626, 655</td> <td style="text-align: center;">569, 740</td> <td style="text-align: center;">847, 926</td> </tr> <tr> <td>【都市計画税】 課税標準 (固定資産の価格)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	【固定資産税】 課税標準 (固定資産の価格)	626, 655	569, 740	847, 926	【都市計画税】 課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度										
【固定資産税】 課税標準 (固定資産の価格)	626, 655	569, 740	847, 926										
【都市計画税】 課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>福井鉄道、若桜鉄道、三陸鉄道、信楽高原鐵道、四日市あすなろう鉄道、WILLER TRAINS の 6 社の鉄道事業再構築実施計画が認定され、鉄道事業再構築事業が実施され、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化が図られている。 また、山形鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道の鉄道事業再構築実施計画が新たに認定される見込みである。</p>												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。</p>												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>福井鉄道、若桜鉄道、三陸鉄道、信楽高原鐵道、四日市あすなろう鉄道、WILLER TRAINS の 6 社の鉄道事業再構築実施計画が認定され、鉄道事業再構築事業が実施され、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化が図られている。</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度税制改正要望提出 (創設) 平成 22 年度税制改正要望提出 (延長) 平成 24 年度税制改正要望提出 (延長) 平成 26 年度税制改正要望提出 (延長) 平成 27 年度税制改正要望提出 (拡充)：取り下げ 平成 28 年度税制改正要望提出 (延長・拡充)：特例対象となる補助事業を限定</p>												
<p>ページ</p>	<p style="text-align: center;">4-3</p>												